

～男女共同参画社会の実現に向けて～



さって ひと ひと  
幸手市女と男の情報紙  
第11号 2006

モア(MORE)とは、より多く、よりすばらしいものにと、さらに女と男がより豊かに、と願いを込めて、この情報紙を命名しました。



## 花と人

花が『種』の時、  
人はまだお母さんのお腹の中。  
早く出たくてうずうずしている。  
花も早く芽を出したいと思ってる。

花が『芽』を出した時、人は赤ちゃん。  
生まれたばかりでちょっと疲れ気味。  
花も一生懸命芽を出して  
同じくちょっと疲れ気味。

花が『成長』している時、人は子供。  
小学校、中学校とどんどん成長していく。  
花も負けずにぐんぐん伸びていく。

花が『花』を咲かせた時、人はもう大人。  
今までの頑張りのおかげで  
輝きにあふれてる。  
花もきれいで素敵な花を咲かせてる。

花の命も人の命も、とても大切な命。  
その命から、また新しい命が  
芽生えることは素晴らしい。

香日向小学校

6年 岡田紗也加

(平成18年3月現在)

# 特集

# さらに前進！

## 育児・介護休業法が改正されました

(育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)  
平成17年4月1日施行

現在大きな課題となっているのが、仕事と子育ての両立支援です。これを一層推進するためには、女性だけではなく男性の働き方を見直し、男性も育児参加できる職場環境を実現しなければなりません。

これらを実現するために、平成17年4月1日に「育児・介護休業法」が改正されました。各企業においては、改正育児・介護休業法に沿った雇用管理がなされるよう、就業規則の見直しをはじめましょう。

### POINT! 改正ポイント

#### 育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大

休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業、介護休業がとれるようになりました。

一定の範囲の期間雇用者とは？

①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること

②子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること

#### 育児休業期間の延長

子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業をすることができます。

1歳6ヶ月まで育児休業できるのは？

①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

②子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降、子を養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

#### 介護休業の取得回数制限の緩和

要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業をすることができます。期間は通算して（のべ）93日までです。

#### 子の看護休暇の創設

小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、1年に5日まで、病気、けがをした子の看護のために、休暇を取得することができます。事業主は、業務の繁忙等を理由に、子の看護休暇の申出を拒むことはできません。

#### 性別にかかわらず個人として尊重されることが大切です ～公的資格の名称も変更されました～

##### 変更前

保母・保父  
保健婦・保健士  
看護婦・看護士  
助産婦

##### 変更後

保育士  
保健師  
看護師  
助産師



子どもにもそれぞれ個性があります。女の子、男の子で必要以上に区別するこがないようにしましょう。

# 男女共同参画社会

## DV法が改正されました

### 配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

DV防止法が一部改正されました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、夫、パートナーなど親密な関係にある男性から女性に対してふるわれている暴力を言います。

暴力には、身体的暴力（殴る蹴る等）、精神的暴力（言葉によるもの、何を言っても無視する等）、性的暴力（奸淫に協力しない等）、経済的暴力（生活費を負担しない等）があります。

DV防止法は、暴力を振るう配偶者から被害者を守るために、通報、相談、保護、自立支援の手続きなどを定めており、平成13年10月に施行されました。

この法律は、3年後をめどに見直す規定がありましたが、DV問題の関心が高まり3年を待たずに法律の見直しが行われ、一昨年5月に改正法が国会で成立し、平成16年12月2日施行されました。

### 改正のポイント

1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大

身体に対する暴力、性的暴力も含む（但し、保護命令に関する規定のみ、身体的暴力のみ）

2 保護命令制度の拡大

被害者の申出により、今までの配偶者（事実婚のパートナーも含む）に限っていた保護命令対象が被害者と同居している未成年の子や元配偶者にまで拡大されました。

被害者の子へも接近禁止命令を発することもできることになりました。

※ 保護命令制度とは、被害者が配偶者からの身体に対する暴力により生命や身体に重大な危害を受けおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立により、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含みます）に対し発する接近禁止命令 退去命令。

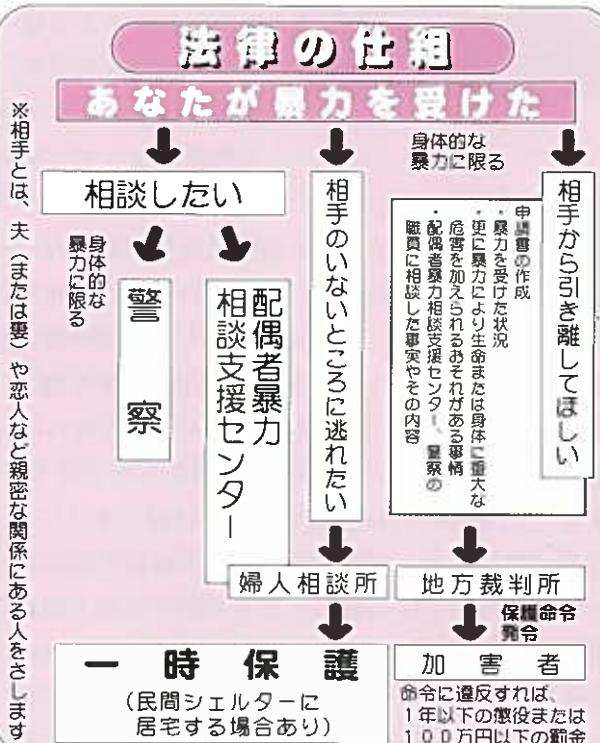
① 接近禁止命令

加害者に対し、被害者につきまとったり住所、勤務先などの付近を徘徊することを6ヶ月間禁止するもの

② 退去命令

加害者に2ヶ月間、住居からの退去を命ずるもの

相談窓口～1人で悩まず相談を～ ★女性に関する相談★



相談機関	相談内容	受付日	受付時間
With You さいたま（埼玉県男女共同参画連絡センター） ☎ 048-600-3800	生き方、家庭、夫婦、DV、人間関係など	月～土	10:00～20:30
埼玉県婦人相談室 センターDV相談室 ☎ 048-600-6060	DVに関する相談	月・祝日	10:00～16:30
埼玉県警女性安全課 ☎ 0480-42-0110	DVに関する相談	月～金	8:30～17:00
埼玉県立・北埼玉保健福祉センター ☎ 0480-43-7867	女性相談員による相談	月～金	9:00～16:00
埼玉市役所 ☎ 0480-42-8451	DVに関する相談	月～金	8:30～17:15
人権擁護課 ☎ 0480-43-1111	人権擁護委員による相談	毎月第二木曜	9:30～12:00

## 「日本人の忘れもの」

男女共同参画推進講演会

平成17年8月27日(土)、北公民館において作家の五木寛之さんをお迎えし「日本人の忘れもの」と題して講演会を開催しました。五木さんは「結婚当初論争が絶えない家庭であったが、最近は妻と意見が一致し共感することが多くなり、互いによく語りあっています」とご夫妻のことを話されました。また、次々と暗いニュースが多くなった現代、心病む人も多く、年間3万数千人の自殺者がでています。これは、深刻な社会問題で「こころの戦争」と言ってよいでしょう。戦後60年私達の心はカラカラに乾きすぎてしまい、自分の命だけでなく他者の生命をも軽んじられる様になってしまった。光と影。昼と夜。男と女。絶望と希望。健康と病気。不安と安心。そ



「むりせず楽にいきましょう」と語る五木寛之さん

のどちらが欠けてももう片方があり得ない。人生は不条理。人は深く痛ましいものを抱えて生きている。肩を落し、溜息をつき心萎えても、心がしなっていること、しなやかな生命力が残っていると考え、大きな力と希望への土台につなげて欲しいと、ご自身の体験や取材・講演先での出会いを交えて切々と穏やかに語られました。

## ひとひと 女と男の共生セミナー

平成17年11月26日(土)、市役所において女と男の共生セミナーを開催しました。

第一部は、幸手市での講演は、3度目という女流講談師宝井琴桜さんによる講演でした。

「女もいきいき、男もいきいき」と題して、男女共同参画社会とは何かを地域の身近な話『山下さんの物語』として取り上げ、張扇を叩きながらテンボの良い喋りに、会場は和やかな雰囲気の中、笑いに包まれました。

男だから女だからではなく一人一人が、自らの意志で子育て・地域・社会へと積極的に参画する大切さを、ユーモアたっぷりに話され、参加者の皆さん的心をひきつけ、男女共同参画に対する理解を深める講演となりました。



第2部 山崎久民さん

第2部は、税理士の山崎久民さんを講師にお迎えし「知っておきたいお金の話」をテーマにセミナーを行いました。

少子高齢社会が進み、2050年までには二人に一人が高齢者となり、財政収入を支える層の減少が危惧される中、税金や年金は大きな社会問題となっています。

①『夫の稼ぎと妻の財産』では、個人の財産を守る法律は妻だからと言っても報酬の裏付が無ければ保障されないため、無報酬となっている家事や育児の労働が夫婦別産制による就業中断・再就職の金銭的損失として報告されています。(4年制大学卒業後、就職し出産・育児による退職後103万以内のパート勤務の場合、2億3793万6千円の損失となります!!)

\*憲法24条のこれからにも重視、注目です。

②『老後のお金と年金制度』では、専業主婦の存在が年金の種類や夫の職業により手取りや収入増に貢献し、退職後の支給金額は妻の収入の差が反比例するようです。特に2008年4月からの離婚時の年金分割案改正には関心があったようです。

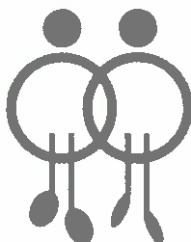


第1部 宝井琴桜さん

ひと ひと  
**「女と男が創る豊かな未来**  
**ともに語ろう不死鳥の郷土で」**  
日本女性会議参加報告

平成17年10月7・8日、福井県福井市において『第22回日本女性会議2005ふくい』が開催されました。

今年は「女と男が創る豊かな未来 ともに語ろう不死鳥の郷土で」をテーマに、全国より約2500人の参加がありました。オープニングでは偉大な先人を多数生んだ福井の女性史を映像で紹介、エネルギーッシュな和太鼓と華麗な活け花の融合が、これから男女共生を象徴しているようでした。



日本女性会議2005ふくい  
 シンボルマーク  
 (男性と女性がお互いに手をとり合いながら豊かな社会に向かって歩むイメージを表現しました)

基調講演「新しい時代の道しるべは男女共同参画社会」では講師に有馬真喜子さんを迎え、日本の男女共同参画のこれまでの歴史的な歩みと、これからは限られた分野以外にも男女共同参画が“横グシ”として大きな役割を担うと話されました。

シンポジウムでは「考えよう、変わろう、しっかり生きよう」をテーマにパネリストの実体験から、子育てを通じ最高のパワーをもらった事、マーケティングに強い女性の活用で業績アップした企業の事、天動説にこだわらず「しっかり生きる」「実力をつける」「共に育つ」事が大切ですと結びました。

12の分科会では、DV・政策決定における男女共同参画・市民と行政のパートナーシップ・家庭での男女共同参画に参加、『男女共同参画とは、家庭でも職場でも任せにせず、共に考え共に行動することが大切なのは』と、それぞれのテーマについて深く掘り下げ、活発な意見が出されました。

記念講演では加藤タキさんを講師に、「女がかわると社会が変わる 男がかわれば家庭が変わる」をテーマに、幼い頃より大きな影響を与えた両親の存在。一日も早く自立（自分を律する事）し心で感じる事が出来る人間になれるようにと「肌の色が違っていても、同じ血の色を持ち、どんなに近くにいても一人ひとり違う人間であり、違っていて当たり前と言う人間の基礎を創ってくれた」と感動の講演でした。

## 輝きコーナー 我が家の場合

東5丁目で20年、洋菓子と喫茶のお店を営んでいらっしゃる東出五国さん、美知子さんに結婚生活27年間の思い出やこれからの夢について語っていただきました。

出会いは、五国さんが会社勤めの傍ら指導していたケーナ（アンデスの縦笛）教室へ美知子さんが習いに行かれたことです。そして、結婚7年目に転機が…。物を作る仕事をしたかった五国さんが思いついたのは洋菓子店を開くこと。美知子さんも賛成し、6年半の修行生活がスタートしました。二人目のお子さんが誕生する目前でしたが「深刻に考えない性格ですから」とおっしゃるお二人にとっては一大決心というより、自然な流れでした。

収入は会社員時代に比べ激減。「私も色々仕事をしました。お金はなかったけれど、手を加え、工夫しての生活は楽しく、一番心豊かな時でした」と美知子さん。「探検と称して散歩をしたり、夜に皆で絵を描いたりとお金では買えない充実した時間を過しま



明るく、すてきなご夫妻

した」と五国さん。開店当初の不安や、眠る時間もない程の忙しさもお二人の協力と今も活動されている演奏仲間や音楽活動を通して知り合った方々の手助けで、乗り切ってこられました。

『人の集う輪を大切に』と店内で個展や演奏会も開催されているお二人の夢は、お客様に洋菓子の味はもちろんのこと、快い気分や充実感を味わってもらいたい、さらに地域の人と交流を深めていきたいということです。5年間の修行を終えた長女の方も昨年よりスタッフに加わりました。「少し自分たちの時間も大切にし、第三、第四の人生を歩みたい」とお二人は微笑まれました。

# ときめき感動の時 『涙の効用』

新幹線で帰路に向かう途中、一冊の雑誌を購入した。その表紙に“涙の数だけ幸せになれる”という題材が載っていた。車内はあまりの混雑で目を通すことができない。立ちっぱなしの車中でこれまで自分が流した涙の場面を一つ一つ思い出していた。どれ程泣いたものか？ うれし涙、くやし涙、かなしみの涙、感動の涙、そして同情の涙等々、本当によく泣いたものだ。中でもやはり別れの涙はつらく悲しいもので思い出すだけで涙ぐんでしまう。涙をそっとぬぐい、あたりを見回してみると、連休の初日という事もあって、何やら慶事ごとで移動する人が多いようだ。この人たちもこれから色々な涙を流すにちがいないと想像していた。そして涙というのは、感情表現の最大のあかしなのだろうと改めて心と涙の密接なつながりを感じていた。

そんな事を色々と考えているとようやく席に

座れ、雑誌に目を通す事ができた。それは、涙について学術的に解説したものだった。

「涙を流すことは、ストレス解消の効果がある」

「人と人との優しい関係をはぐくむ」

「泣くことで感情をやわらげ幸せに気づく」

なるほどタイトルに記されているとおり私達は、“涙の数だけ幸せになれるのだ” 泣くことは決してマイナスではないということだ。私自身もずいぶん大量の涙を流したものだが、無駄ではなかったことに安堵した。泣きたい時は素直に泣けばいい。なにせ“涙は幸せを生むすぐれもの”なのだから・・・と思うと何やらとてもハッピーな気分になり家路にむかった。



## 用語の知識

このコーナーでは男女共同参画に関する用語について、解説します。

### ワーカーズコレクティブ

働くとする人々が、自分達で出資し、雇う・雇われる関係でなく、それぞれが対等な関係で自主運営する市民の事業体のこと、労働者生産協同組合ともいう。

### リテレワーク (S O H O)

情報通信ネットワークを使いサテライトオフィスで働いたり自宅で在宅勤務をすることをいう。(S O H O) は、Small office Home office の略。

### エンパワーメント

一人一人がその人らしく活動する中で、文化的・社会的・政治的・経済的状況などを変えていく力を身につけること。自立しろ、がんばれ、と元気付けるのではなく、あるがままに受容して、内在する資源をパワーアップしようと働きかけること。

中村恭子さんは、「アトリエパレット」(講師高橋千代子)に所属され、毎週月曜日中央公民館で活動されています。水彩画をはじめて8年になります。

この作品は、パンジーがとても華やかに感じ、短時間のうちに一気に描き上げられたそうです。



表紙の写真

●編●集●後●記●

今年度のテーマは「語りあい、解りあい、ささえ愛～共に歩む女と男～」としました。

女性だから男性だからという区別を付けずに喜びも責任も共に分かち合い、互いに個性と能力を尊重し、共にいきいきと未来に向かって生きて行く男女共同参画社会の実現に向けて、これからも出来ることから一步一步進んでいけたらと思っています。

講演会、セミナーで頂いたアンケートは、今後の活動の参考とさせて頂きます。

ご協力ありがとうございました。